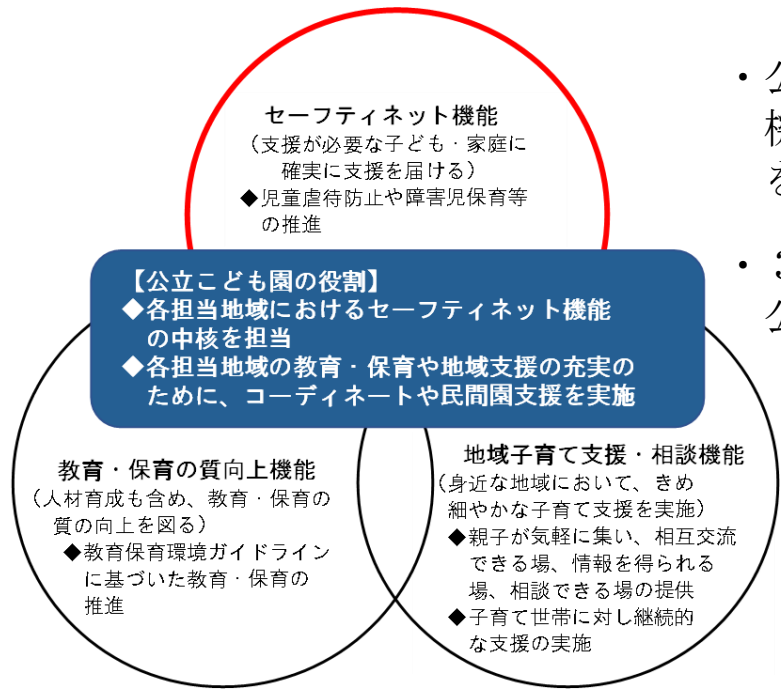


I. 計画策定の趣旨＜P1～9＞

- ・待機児童が発生し、今後も**教育・保育サービス量の確保が必要**な一方、**子育て支援へのニーズは多様化**
- ・公立こども園舎は1960年代後半から1970年代前半に建てられたものが多く、**老朽化が進行**
⇒現行公立こども園整備計画による、教育・保育の申込者数の減少を前提とした**統廃合からの転換**
計画期間：令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度) ※中間見直し（R9年度頃）を想定

II. 公立こども園の役割と適正配置の考え方＜P10～15＞

- 1. 公民で充実を図る機能（P10～11）
- 2. 公立こども園の役割（P12）



- ・公民で今後充実させていく
機能をセーフティネット機能
を中心とした3つに整理
- ・3つの機能の充実を図るため、
公立こども園は
①はぐくみセンター等との
連携のもと、**セーフティ
ネット機能の中核**を担う
②民間園と顔の見える関係
をつくり、必要な**コーディ
ネートや支援**を行う

3. 公立こども園の適正配置の考え方（P13～16）

- ・必要な教育・保育サービス量を確保しつつ、
多様なニーズへの対応力を高めるために、
民間移管を基本とする
- ・困難を抱える子育て家庭を包括的に切れ目
なく支援する体制を構築するため、**福祉7
圏域を基本に適正配置**を行う
- ・地域子育て支援センターである公立園を移管
する場合、移管先事業者が引き継いで実施する
- ・地域の中核を担う公立こども園については、
引き続き、建て替えや大規模改修を進める

Ⅲ. 適正配置に向けた考え方＜P17～23＞

1. 民間移管を進める公立こども園＜P17～18＞

①前期5年間（令和7年度～11年度）⇒ 7施設を民間移管

第1次整備計画の閉園予定園を中心に7園を選定。

園名	築年	圏域	整備方法	備考
野田	1972	南部	小学校跡地建替え	南部地域の学校跡地に関する個別活用計画に整備する旨を記載、複合(共同)
しんでん	1974	北東部	園庭建替え	第1次整備計画にて閉園予定だった園
ゆたか	1993	北中部	賃貸借・改修	
のばたけ	1981	北中部	園庭建替え	
服部	1968	中西部	近隣仮園舎建替え	
小曾根	1971	中東部	園庭建替え	
栄町	1984	南部	賃貸借(府・市)・改修	複合施設(府営住宅)

②後期5年間
（令和12年度～16年度）
⇒ 5施設を民間移管

老朽化が進行している整備可能園から着手。中間見直し時(R9予定)に5園を選定。

園名	築年	圏域	園名	築年	圏域
旭丘	1967	中部	蛭池	1976	北西部
庄内西	1969	南部	本町	1982	北西部
桜井谷	1969	北西部	北緑丘	1986	北中部
豊南西	1969	中東部	原田	2024改修	中西部
高川	1974	中東部	西丘	2025	北東部

2. 各圏域の中核を担う公立こども園＜P19＞

園名	築年	圏域
東丘	2025	北東部
とねやま	2024	北西部
てらうち	2024改修	中東部
てしま	2025改修	中西部
ともだち	1972	中部
島田	1974	南部
東豊中	1997	北中部

7圏域それぞれに1園。再整備完了園を中心に、民間園との連携の図りやすさの観点から選定。

3. 民間移管の手法について（前期5年間）〈P20～23〉

①民間移管先の選定基準

- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 認可就学前施設の運営実績がある社会福祉法人または学校法人
- ・ 新たに選定委員会を設置しての公募型プロポーザル

④教育・保育内容

- ・ 基本的には2号・3号を中心に0歳児～5歳児を受け入れる施設とする
- ・ 障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れを求める
- ・ 基本的に公立園の教育・保育内容を引き継ぐ

⑦三者協議会の設置

- ・ 事業者決定から移管後3年目まで、移管先事業者・市・保護者で構成する三者協議会を設置する
- ・ 保育内容・保育料・職員の配置・安全対策など、幅広い事項を協議

②土地利用・施設整備

- ・ 基本的には事業用定期借地契約(30年)
- ・ 複合施設や大阪府所有地等の場合は土地・建物ともに賃貸借契約
- ・ 移管先事業者が施設整備(建替え・改修)を実施
※就学前教育・保育施設整備交付金(国1/2、市1/4)で支援

⑤地域子育て支援

- ・ 基本的に公立園の実施内容を引き継ぐ
- ・ 地域子育て支援センター事業も移管先事業者が引き継ぐ
- ・ 移管先事業者は多様なニーズに対応する新たなサービスを実施する

⑧引継ぎ・共同保育の体制

- ・ 引継ぎの期間は原則として1年間とする
- ・ 施設管理者等、保育教諭、看護師、調理員と順次共同保育を実施する

③定員設定・施設機能等

- ・ 公立園の利用定員を維持
- ・ 民間移管時に、在籍児のうち希望するものを全員引き継ぐ
- ・ 民間移管後も、移管先事業者に避難所としての取組みを引き継ぐ

⑥保護者負担

- ・ 原則として、事業者公募時の在籍児が全員卒園するまでは、公立こども園の保護者負担額を維持する

⑨アフターフォロー

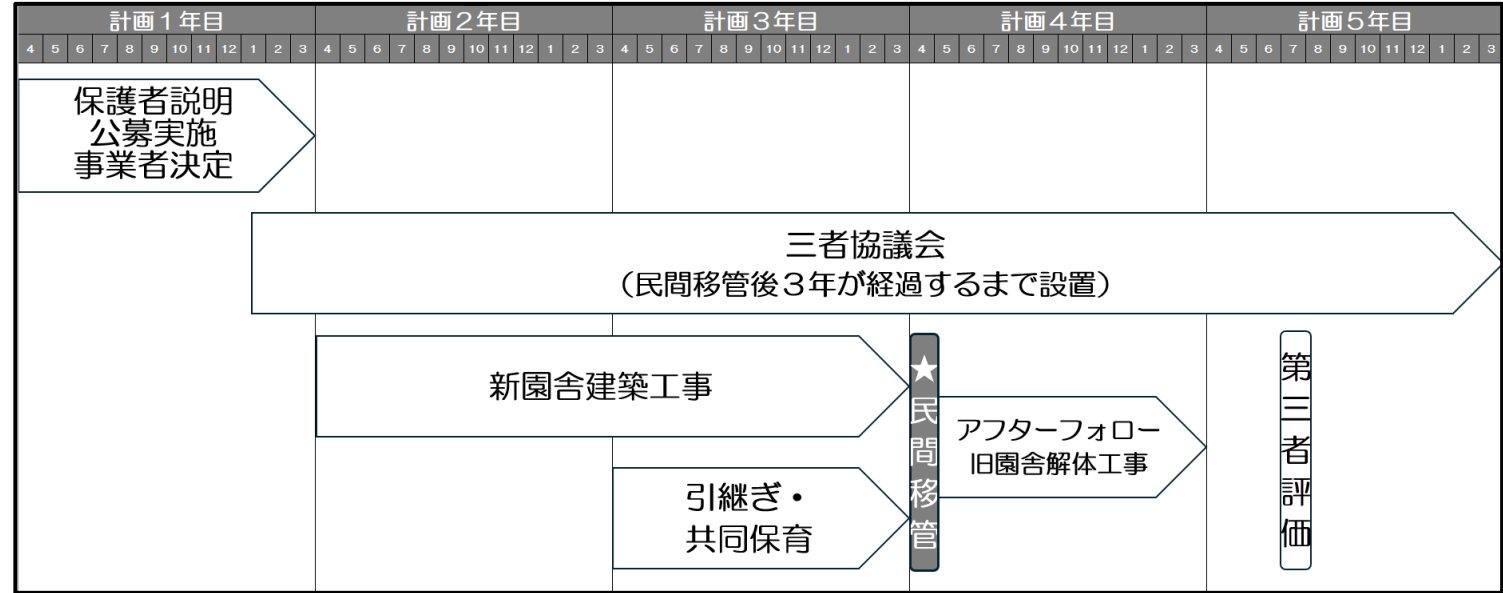
- ・ 移管後1年間、公立時スタッフが定期的に訪問
- ・ 移管前後で保護者アンケートを実施し、必要な協議を行う
- ・ 移管1年後に移管先事業者福祉サービス第三者評価の受審を義務づける

⑩民間移管のスケジュールイメージ

▶立地している土地が市有地の 単独園の場合

【候補園】

しんでん・野田・
のぼたけ・服部・
小曾根



▶立地している土地が市有地でない または複合施設の場合

【候補園】

ゆたか・栄町

